

2 2 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化について

(厚生労働省)

提案の要旨

甲意事業の充実強化
保健医療福祉事業の充実
在外被爆者の援護の推進
被爆実態に関する調査研究及び啓発活動の促進
放射線被曝(爆)者医療国際協力の推進

現状及び課題

【現 状】

被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に悩まされている。

原子爆弾被爆者は、高齢化が一段と進む中で、ひとり暮らしが増加し、寝たきりなど介護を受けている割合が一般に比べ高い。

【課 題】

原爆被爆者に係る保健医療福祉事業は、逐次充実が図られてきたが、これらの事業に対する財政的支援及び制度的整備が不十分である。

在外被爆者の援護については、本来、国が直接の実施主体となって行われるべきものである。在外被爆者は、高齢化や疾病等により、渡日できない者が今後ますます増加することが確実な状況にある。このため、在外被爆者の実態に即した援護措置が円滑に実施できるよう、国の主体的取組により早急に制度の改善を図る必要がある。

原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための被災調査が不十分である。

被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響が解明されていない。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成 18 年 7 月	広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会(八者協議会)で要望
平成 18 年 7 月	中国地方知事会提案
平成 18 年 8 月	厚生労働大臣に要望

【前年度提案結果】

原爆被爆者対策費(全国枠国費) 153,600 百万円(対前年度比 98.1%)

南米 5 か国の保健医療助成事業について、医療保険未加入者に対して、医療費の助成を認める制度改正がなされた。

提案の内容

国の責任による被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策の充実等

弔意事業を充実強化すること

原爆死没者追悼平和祈念館における関係資料の収集等運営の充実

保健医療福祉事業を充実すること

- ア 被爆者に対する諸手当支給制度等の拡充強化
広島県が独自に実施している各種援護事業に対する助成措置等
- イ 在宅被爆者等援護対策の拡充強化
訪問介護利用被爆者助成等に係る所得制限の撤廃及び介護保険利用助成に係る地方負担の改善
- ウ 被爆者健康診断内容等の充実強化
(ア) 健康診断内容の充実
(イ) 健康診断費の改善
- エ 被爆者関係施設の整備充実
原爆病院，原爆養護ホーム等の被爆者関係施設の運営費の充実及び施設整備に対する助成措置
- オ 医療及び介護保険における地方負担の改善等
(ア) 老人保健法による地方公共団体の負担解消
(イ) 介護保険法による保険者等の財政負担に対する配慮

在外被爆者の援護を推進すること

- ア 在外被爆者が居住する国において実情に即した援護が受けられる制度の改善
- イ 渡日しなくても被爆者健康手帳の申請が行えるようにすること
- ウ 国の責任で、国が直接事業を実施する体制の整備

被爆実態に関する調査研究及び啓発活動を促進すること

- ア 原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための被災調査の促進
- イ 被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響についての調査研究の更なる促進
- ウ 放射線影響研究所の早期移転

放射線被曝（爆）者医療国際協力を推進すること

放射線被曝者医療国際協力事業への助成措置等

被爆者数及び平均年齢（平成 17 年度末現在）

区 分	被爆者数	平均年齢
広 島 県 (広島市を除く)	37,381 人	76.3 歳
広 島 市	80,509 人	73.5 歳
県 全 体	117,890 人	74.4 歳